

電気事業法に基づく技術基準の解釈の改正要望について

平成14年11月22日
日電規委14第25号
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり、電気事業法に基づく技術基準の解釈の改正要望を審議し、経済産業省原子力安全・保安院に提出することを予定しておりますのでお知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 件名

電気事業法に基づく「発電用火力設備の技術基準の解釈」の改正要望案

2. 案件の趣旨・目的、内容等

- (1) 改正要望案を策定した委員会
(社)日本電気協会の火力専門部会
- (2) 改正要望の内容等

現行の「発電用火力設備に関する技術基準の解釈」の規定のうち11ヶ条について、JISの改正、高圧ガス保安法、ガス事業法との整合を図ること等により、合理的な規定とすべく見直しを行った結果、主に下記の事項について改正要望を行おうとするものです。

- ・ボイラー等及びその附属設備
JIS B 2311, 2312, 2313に関し、最新年度版(2001)の採用等、関連規格との整合を図る。(解釈3ヶ条)
- ・液化ガス設備
導管及び貯槽の設置制限他に関してガス事業法等、他法令との整合を図る。
(解釈8ヶ条)

3. 改正要望の提出予定日

平成14年12月末又はそれ以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)
電話: 03-3216-0553 内線251
FAX: 03-3214-6005

5. 意見提出期限

平成14年12月13日(金)

なお、提出いただいたご意見等は、氏名を伏せて公表する場合がありますので、ご了承ください。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法の各種技術基準の審査基準等に引用されるような民間規格・基準等を策定する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立され、委員会規約に基づき上記事項を公表するものです。

上記案件が日本電気技術規格委員会において承認された場合には、経済産業省原子力安全・保安院に対して「発電用火力設備の技術基準の解釈」の改正を要請する予定です。